

四條畷市環境基本計画 概要版

■計画の背景

本市では、平成19年度に策定した環境基本計画（第1次計画）に基づき、日常生活や事業活動における省エネ対策やごみの減量化・再資源化の推進など、身近な環境問題への取組みが着実に浸透してきている一方で、個々に展開されている環境活動のネットワーク化や、行政主導的な環境活動から市民、事業者が中心となった環境活動への転換など、課題も残されています。

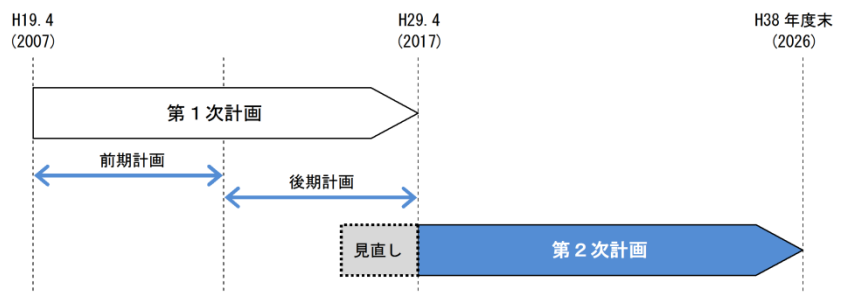


このような中、第1次計画の計画期間が平成28年度末で満了することに伴い、地球温暖化問題や新たな技術の開発など、時代の変化に対応しながら、市民、事業者、行政、市民団体など、あらゆる主体が一体となって環境問題に取り組んでいくための新たな行動指針として、計画を改訂することとしました。

■計画の期間

計画の期間は、施策の推進や各主体の取組みによって中長期的な目標が達成できるように、平成29（2017）年度を初年度として、平成38（2026）年度を目標年次とする10年間とします。

ただし、本市を取り巻く社会環境の変化や科学技術の進展、環境問題自体の変化を見ながら、必要に応じて中間評価を行い、評価の結果などを勘案しながら適宜見直しを行います。



■市・市民・市民団体・事業者の役割

四條畷市環境基本条例第4条から第7条では、市、市民、市民団体、事業者の責務が位置付けられており、各主体が協力し合って環境の保全と創造に取り組むことを定めています。

市の役割	市民の役割	市民団体の役割	事業者の役割
『四條畷市環境基本条例』の基本理念にのっとり、市の区域の自然的社会的条件に応じた良好な環境の保全及び創造に基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、各種施策を着実に実施します。	日常生活において、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等により、環境への負荷の低減に努めます。	自ら率先して良好な環境の保全及び創造に関する活動を行うとともに、市民の参画できる体制の整備や情報の提供等により、その活動が推進されるように努めます。	事業活動に伴い良好な環境を損なうことのないよう、自らの責任において必要な措置を講じながら、積極的に良好な環境の保全及び創造に関する活動を推進します。

■四條畷が目指す環境像と長期目標

四條畷が目指す環境像は、市民、市民団体、事業者、市に共通する基本的な理念として、四條畷市のあるべき環境の姿をイメージしやすい言葉で表現したものです。

四條畷市では環境に関する意識や行動が、第1次計画策定時から脈々と引き継がれていますが、今回の策定においては、将来めざすべきまちの環境像を環境の特長や市民の意識をさらに具現化する、「人と自然が共生する緑豊かな『やすらぎの環境都市』・四條畷」とします。

まちの環境像を実現していくために設定する長期目標については、第1次計画と同様に、四條畷市環境基本条例第3条に規定する4つの基本理念を踏まえ、以下の3つの目標とします。

人と自然が共生する緑豊かな『やすらぎの環境都市』

四 條 畷

【環境基本条例（基本理念）】



2 まち
自然と共生し、快適で
やすらぎのある
まちをめざします。


3 暮らし
環境への負荷の少ない
生活をし、地球にやさしい
暮らしをめざします。

1 ひと
環境をよくするため全ての
ひとの参加と協働をめざします。

【環境基本計画（長期目標）】

■ 施策体系

「長期目標」を実現するために、基本的な施策の方向性を「施策の柱」として位置付け、この「施策の柱」をさらに具体化するための「基本施策」を定めることとします。

長期目標	施策の柱	基本施策	
1 ひと 	参加協働	<ul style="list-style-type: none"> ●活動体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加の促進 ●情報提供の充実
		<ul style="list-style-type: none"> ●人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育・学習の充実
2 まち 	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の適正管理 ●里山の動植物の保護
		<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・ため池の保全 ●水辺の生物保護
		<ul style="list-style-type: none"> ●自然とのふれあいの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然とのふれあいの推進
	都市環境	<ul style="list-style-type: none"> ●緑化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地緑化の推進 ●農地の保全と活用
		<ul style="list-style-type: none"> ●快適な住環境の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●美化活動の推進 ●公園の適正な維持管理・活用 ●環境に配慮した交通への取組み
		<ul style="list-style-type: none"> ●景観や歴史的文化的遺産の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保護 ●まちなみ景観の保全
3 暮らし 	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rの推進 ●ごみの適正処理
		<ul style="list-style-type: none"> ●生活の中の水循環の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水の適正処理 ●水の循環利用
		<ul style="list-style-type: none"> ●健康に暮らす生活環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ●大気環境の保全 ●騒音・振動の防止 ●化学物質による環境リスクの低減
	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ●地域から取り組む地球環境問題 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進 ●再生可能エネルギーの活用促進

重点施策

まちの環境像をめざして3つの長期目標を実現していくためには、市民や市民団体、事業者などによる個々の取組みや活動も重要ですが、各主体が一体となって協働で取組みを推進していくことも効果的です。そこで本計画では、第1次計画同様に特に協働の観点から重点的に取り組むべき施策を「重点施策」として位置付けることとし、市民、市民団体、事業者、市が協働で展開することによって、計画全体を牽引し、計画の実効性を高める効果を期待します。



計画の推進

計画の進捗状況については、毎年の実績を年次報告書として取りまとめたものを四條畷市環境審議会に報告することによって、点検・評価がなされます。また、計画の進捗状況は広く市民に公表するため、ホームページなどで提供します。



四條畷市環境基本計画

平成29年3月発行

四條畷市都市整備部生活環境課
大阪府四條畷市中野本町1番1号
TEL: 072-877-2121 (代表)
TEL: 0743-71-0330 (代表)
FAX: 072-879-4313
E-MAIL: kankyou@city.shijonawate.lg.jp